

国民健康保険条例の一部改正を可決

国民健康保険税の見直し

3月定例会に、市長から「三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の提案があり、厚生委員会に付託。審査のうえ、28日の本会議で賛成多数により可決された。

この議案は、国民健康保険税の医療保険に係る基礎課税額、被保険者均等割額、被保険者所得割額等を改めること、課税限度額を引き上げるため、提案されたものである。

平成14年度の国民健康保険医療費については、診療報酬のマイナース改革、保険給付の会計年度の変更により、歳出ペースが約2億5千万の減が見込まれる。しかし、老人保健拠出金が12年度の積分を含め、約10億の増となることにより、国民健康保険以外の市民にも負担

が増える中で、国民健康保険税の見直しも、改定されるべきとの結論に達したものである。このことについて、市長は今年1月、三鷹市国民健康保険増徴協議会に諮問し、2月に「原案」について、付帯意見を付し、全体として、得るべきものと認め、ただし、課税限度額については、平成12年度にも改定があり、改定額が大きく急激な増額となることから一定の配慮が必要であるとの答申があった。この答申を受けて一定の配慮がなされた上で、提案があったのである。

職員の育児休業等に関する条例の一部改正

3月定例会に、市長から「三鷹市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の提案があり、総務委員会に付託。審査のうえ、28日の本会議で委員長報告のとおり満場一致により可決された。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業の対象となる年齢が1歳未満から1歳未満へ引き上げられたことに伴って、あらかじめ育児休業を提出することにより、両親が交互に取得する育児休業を、それぞれ1回まで取得するものとする。この条例は、公布の日から施行するが、手続料に係る改正規定については、平成14年6月1日から施行期日である。

敬老金、老人入院見舞金を見直し

今定例会に、市長から「三鷹市敬老金条例の一部を改正する条例」等2件の条例改正議案の提案があった。

これは、高齢者施策の積極的な推進を図る中で、急速な高齢化の進展に対処するため、「財政改革の実施方針」に掲げる現金給付事業の見直しの一環として、提案されたものである。

2件の議案は、厚生委員会に付託。審査のうえ、28日の本会議で、いずれも賛成多数により可決された。この2件の条例の施行期日は、平成14年4月1日である。

第五中学校プールを開放

本定例会に、市長から「三鷹市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例」の提案があり、文教委員会に付託。審査のうえ、28日の本会議で委員長報告のとおり満場一致により可決された。

市では平成13年度、第五中学校のプールについて、武蔵野三鷹地区保健衛生組合立第一処理場の熱源を利用した屋根型温水プールに改修した。これを開放施設に加えること、その開放に当たり、使用料を徴収するために規定を整備するものである。この条例の施行期日は、平成14年3月1日である。

平成13年度 4会計予算を補正

3月定例会に平成13年度一般会計補正予算(第4号)ほか3件の補正予算の提案があり、いずれも総務委員会に付託。審査のうえ、28日の本会議で委員長報告のとおり満場一致により可決された。

一般会計補正予算(第4号)歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億2,000万円を追加し、総額を5億8,000万円とする。

歳出では、総務費で、まちづくり施設整備基金の元金積立金として2億6,000万円を計上し、民生費で、老人医療特別会計繰入金金を1億3,000万円増額、衛生費で、老人保健施設事業特別会計繰出金のうち、無指定額事業繰入金金を2億2,000万円増額、歳入では、財産収入で、土地売却収入を2億2,000万円増額する。

学校医等を公務災害補償の対象に

3月定例会に、市長から「三鷹市議会の議員その他非常勤の職員、学校医等を公務災害補償の対象とする条例」の提案があり、総務委員会に付託。審査のうえ、28日の本会議で委員長報告のとおり満場一致により可決された。

公立学校の学校医、学校科医及び学校薬剤師の公務災害補償に及ぶ法律の一部改正により、市立学校の学校等の公務の災害に対する補償に、必要な事項について、市条例で定めるとされた。これに伴い、市立学校の学校医等を条例の補償対象職員に加えるとともに、補償基礎額など規定の整備を行うものである。この条例の施行期日は、平成14年4月1日である。

道路位置指定の手数料を新設

3月定例会に、市長から「三鷹市手数料条例の一部を改正する条例」の提案があり、総務委員会に付託。審査のうえ、28日の本会議で委員長報告のとおり満場一致により可決された。

この条例は、公布の日から施行するが、手数料に係る改正規定については、平成14年6月1日から施行期日である。

主な内容は、建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定、変更又は廃止の申請手数料を一件につき5万円と定め、本年1月から新たに徴収するものである。

この条例は、公布の日から施行するが、手数料に係る改正規定については、平成14年6月1日から施行期日である。

粗大ごみ、10月からポイント方式に

今定例会に、市長から「三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例」の提案があり、厚生委員会に付託。審査のうえ、28日の本会議で賛成多数により可決された。

家庭から出される粗大ごみの処理手数料について、市民にわかりやすい料金体系とするため、現行の従量制を、平成14年10月から新たに区分別のポイント方式に変更し、10ポイントごとに1円を徴収するものである。

この条例は、公布の日から施行するが、手数料に係る改正規定については平成14年10月1日から施行期日である。



粗大ごみの収集作業

議会活動

数字で見る1年間

◆年間の通算会期日数は、93日間

本会議には、定例会と臨時会があります。定例会の開催回数については、三鷹市議会条例で4回と定めています。臨時会については、回数に制限がありません。

平成13年中には、定例会は3月22日(開会)、6月9日(閉会)、12月12日(開会)の3回開催されました。これら5回の通算会期日数(招集日から最終日までの日数)は93日間(達しています)。

◆委員会の開催回数は、122回

市議では、本会議のほかに、常任委員会や特別委員会等の委員会や全員協議会など、多くの会議が開かれています。

平成13年中には、常任委員会4委員会、特別委員会7委員会、及び議会運営委員会が、これら全体で122回開催されました。

なお、この年については、三鷹市の長期的なまちづくりビジョンとなる基本構想を審議するため、三鷹市基本構想審査特別委員会が設置、開催されました。

◆本会議での議決件数は、105件

本会議では、予算・決算をはじめ、条例や公共事業の契約など、さまざまな案件が審議されます。

平成13年中には、合計で105件の議決が審議、議決されました。

また、この中で意見書・決議については、18件が可決となり、国などの機関に送られました。

さらに、市民のみならず市民からの請願1件を受理し、審議が行われました。

◆一般質問の質問者数は、延べ62人

一般質問は、議員が各定例会の本会議の場で、市の行政全般にわたって、事務の執行状況や将来の方針などについてたずねるものです。

平成13年中には、延べ62日間で62人の議員が市政に関し、さまざまな質問を行いました。

◆本会議の傍聴者数は、延べ24人

本会議は公開されていて、だれでもその様子をみる事ができます。

平成13年中には、24人の方が本会議を傍聴されました。



新たに学校開放の施設に加わる五中温水プール